

コロナ禍にある組合を応援します!!

令和
4年度

地域経済活性化 事業補助金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小や自粛、オンラインセミナー・講習会やイベントの機会を失っている組合を応援するため、今年度も引き続き地域経済活性化事業補助金を募集します。

県内
組合向け

補助金申請額
上限 **100万円**
(税抜)
※補助対象事業①+②の合計

補助率
10/10

- 組合で感染症対策を行って、新たにイベントやセミナーを実施したい。
- 組合主催で販売促進イベントやPRイベントを実施したい。 など

補助対象者 滋賀県内の組合(事業協同組合、商工組合、企業組合、協業組合、生活衛生同業組合、組合連合会、商店街振興組合)

補助対象事業

① 事業者応援事業

組合が実施するオンラインセミナー・講習会(専門家謝金、会場借料 等)
事業拡大に向けた組合のPR活動(PRイベント、広報宣伝、チラシ印刷、HP関連 等)

② 地域内消費喚起事業

小売・サービス業組合等が実施する販売促進イベント等
商店街組合等が発行するプレミアム商品券やクーポン券 など

※プレミアム商品券・クーポン券発行については、プレミアム率の設定、レシート等会計証拠書類の整備・提出等が必要であり、必ず事前に事業内容について相談してください。

補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費(裏面参照)

※ただし、次に掲げる経費を除きます。

- ・ 飲食に係る経費
- ・ 他の補助金や参加料などの収入で賄う経費
- ・ 振込手数料
- ・ 支出の根拠が確認できない経費
- ・ その他社会通念上適切でない経費

※備品購入にかかる経費は補助対象外です。

補助金の額等

①+②=100万円以内(税抜)(補助率10/10)

①事業者応援事業 50万円以内(税抜) ②地域内消費喚起事業 50万円以内(税抜)

※複数事業を実施の場合、それぞれの事業の違いを明確にして申請してください。

※予算を超える申請がなされた場合は減額および不採択の可能性があります。

補助事業期間

令和4年4月1日(金)~令和5年1月31日(火)

※交付決定は令和4年6月の予定ですが、遡及適用を行い4月からの実施事業が対象となります。

補助金申請受付期間

令和4年4月25日(月)~令和4年5月25日(水)〈17時必着〉

申請書様式等は中央会HPよりダウンロードしてください。

申請受付後に、審査会を開催し、書面審査を行います。

押印は不要のため、メールでの交付申請書提出が可能です。

詳細・活用例は
裏面をご覧ください。

お問い合わせ / 申請窓口



ネットワークで中小企業をサポート

滋賀県中小企業団体中央会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5F

TEL.077-511-1430

※申請にあたり事前に中央会各組合担当職員とご相談ください。 ※申請書提出は各組合担当職員のメールアドレスに送信してください。

地域経済活性化事業補助金の事業内容と経費

① 事業者応援事業	② 地域内消費喚起事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 組合が実施する組合員向けオンラインセミナーや講習会（専門家謝金、会場借料 等）など ● 組合の事業拡大に向けたイベントやPR活動（展示会、広報宣伝、チラシ等印刷、HP関連 等）など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合が実施する消費者向け販売促進イベント ● 組合が発行するプレミアム商品券や割引クーポン など
<p>【経費区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 謝金…専門的知識を有する専門家への謝礼（原則、個人への支払い・要源泉徴収） ○ 旅費…補助事業を行うための専門家の旅費 ○ 事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場整備費…即売会等の会場整備等 ・ 印刷製本費…チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷・製本等 ・ 資料購入費…図書、参考文献、資料等の購入 ・ 通信運搬費…郵便代、運搬代等 ・ 使用料および賃借料…即売会等の会場・設備利用料、機器レンタル料等 ・ 広告宣伝費…新聞（チラシ折込含む）、TV、ラジオ、インターネット等による広告宣伝 ・ 役務費…展示品等への保険料、金券の処分料等 ・ 消耗品費…事業に係る消耗品（他用途に転用しないことが明らかなものに限る） ・ その他経費…ホームページ制作・改修費、動画制作・編集費、オンライン配信費等 その他必要と認められる経費（プレミアム商品券のプレミアム部分に係る経費、事業者への補助金として支出する経費等） ○ 委託費 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント費…専門の業者等を活用する費用 	

※経費の支払い方法に関しては銀行振込のみになりますのでご注意ください。

（例外：発送用切手購入、少額な経費（1万円未満）に関しては現金対応可能です。）

補助金活用例

①+②=100万円以内(税抜) (補助率10/10)

①事業者応援事業 50万円以内(税抜)

②地域内消費喚起事業 50万円以内(税抜)

①事業者応援事業 昨年度活用実績

A 組合でウィズコロナ時代の経営戦略を学ぶセミナー・ワークショップ等を開催した。



B 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で業界全体が打撃を受けているため、HPに業界・組合PR動画を作成し掲載した。
業界・組合PRチラシ・ポスターを作成しPR活動を実施した。
チラシを作成し新聞折込を実施した。



②地域内消費喚起事業 昨年度活用実績

C 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントは中止したが、感染対策を行い年末売り出しイベントを実施し商店街を盛り上げた。

D 組合員共通の一般のお客様向け割引キャンペーンを実施し、消費喚起した。組合でプレミアム商品券を発行した。




- 提出された交付申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出を受付期間内に行う必要がありますので、時間に余裕をもって申請してください。
- 事業実施後は、必ず事業の効果測定を行い、実績報告書に記載してください。
効果測定がしっかりと行われていない場合は補助金を交付できない可能性があります。
事業実施が締め切り直前にならないように留意してください。

重要

過年度に本補助金の活用実績があり、今年度も継続して申請される場合は、実施内容について同内容にならないよう十分にご検討いただき、より効果が見込まれるよう工夫して事業を計画していただきますようお願いいたします。